

**粕屋町の情報公開制度・個人情報保護制度について、
平成30年度の開示請求及び処理状況などを公表します。**

粕屋町の情報公開制度・個人情報保護制度 ～平成30年度運用状況報告書～

第1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

平成30年度の公文書の開示請求件数は96件です。(表1)

表1 開示請求件数(平成26年度～平成30年度)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開示請求件数	69	76	103	104	96

開示請求者別内訳は、次のとおりです。(表2)

表2 開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
町の区域内に住所を有する個人	86
町の区域内に事務所を有する法人その他の団体	3
町の区域外に住所を有する個人	1
町の区域外に事務所を有する法人その他の団体	6
合 計	96

実施機関別開示請求状況は、次のとおりです。(表3)

表3 実施機関別開示請求状況

実施機関	請求件数	開示請求の主な内容	
町 長	会計課	0	
	総務課	6	平成28～30年度の入札調書等、入札状況がわかる資料他
	経営政策課	0	
	税務課	3	固定資産の評価額他
	収納課	0	
	協働のまちづくり課	0	
	総合窓口課	2	戸籍謄本・住民票の発行履歴
	子ども未来課	2	粕屋町の私立保育園の公募及び法人選定に関する資料
	介護福祉課	0	
	健康づくり課	0	
	都市計画課	4	住居表示台帳他
	地域振興課	4	自動車臨時運行許可書
	道路環境整備課	1	一般可燃ごみ収集における契約書他
	上下水道課	0	
議会事務局	0		
教育委員会	社会教育課	0	
	学校教育課	73	教育支援委員会資料他
	学校給食共同調理場	1	給食センターの工事に係る文書

選挙管理委員会	0	
監査委員	0	
農業委員会	0	
固定資産評価審査委員会	0	
土地開発公社	0	
合計	96	

(2) 開示請求に対する決定の状況

実施機関別開示請求状況（表 3）のうち、実施機関が行った開示決定等は次のとおりです。（表 4）

表 4 実施機関別開示決定状況（表 3 の内訳）

実施機関	請求 件数	決定等の状況					却下	取下げ
		開示	部分 開示	非開示 不存在				
町 長	会計課	0						
	総務課	6	3	3				
	経営政策課	0						
	税務課	3	3					
	収納課	0						
	協働の まちづくり課	0						
	総合窓口課	2			2			
	子ども未来課	2	1		1	1		
	介護福祉課	0						
	健康づくり課	0						
	都市計画課	4	4					
	地域振興課	4	4					
	道路環境 整備課	1	1					
	上下水道課	0						
議会事務局	0							
教育 委員 会	社会教育課							
	学校教育課	73		73				
	学校給食共同 調理場	1			1			
選挙管理委員会	0							
監査委員	0							
農業委員会	0							
固定資産評価審査委員会	0							
土地開発公社	0							
合計	96	15	77	4	3	0	0	

(3) 部分開示と非開示理由の状況

開示請求に対する決定の状況（表 4）のうち、部分開示と非開示等計 81 件の決定状況は次のとおりです。（表 5）

表 5 非開示事由の事由別適用件数

非開示事由の事由内容	件数
法令又は条例等の規定により、開示することができないと認められる情報	0
個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの	76
法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの	0
町の機関内部若しくは機関相互間又は町と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの	0
町又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他町又は国等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの	2
町と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの	0
開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他町民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報	0
存否応答拒否	0
不存在	3
その他	0
合 計	81

(4) 公文書の開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付は、403 枚で、CD代他との合計は 5,522 円となっています。

第2 審査請求の状況

平成30年度は、開示決定等に対しての審査請求が1件ありました。

第3 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会

粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例及び規則の規定に基づき町長の附属機関として、その都度設置されます。

(1) 開催状況

平成30年度は、個人情報保護審査会を1回開催しました。

開催日	会議内容	結論
平成30年6月29日	証明書コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について	承認

(2) 粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員

粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員は、現在3名（看護師・大学教授・弁護士）で組織され、委員の任期は2年（令和2年6月30日迄）となっています。

問い合わせ
粕屋町総務課
TEL 938-0162